

30 朝鮮人学生生徒の在学証明書交付取扱方通牒

(昭和九年八月)

| | | | | | | |
|--------|---|------|------|---|-------|------|
| 宮普一六九号 | 裁 | 8月9日 | 文書課長 | 送 | 8月13日 | 起案者 |
| | 定 | | (宮下) | 発 | | (関口) |

(注記3)

昭和九年七月六日起案

普通学務局長 (下村) 学務課長 花押

次官 (栗屋)

専門学務局長 (赤間) (高田) (有光)

実業学務局長 (羽池)

(注記4)

(神野)

(吉田)

(香山)

(西川)

(石澤)

(高坂)

(川見)

(石坂)

(田中)

(美作)

(中野)

(北田)

(中原)

(武田)

(下 札)

(注記6)(注記5)

案

年 月 十一日

次官

文部省直轄学校長

公立私立大学長

公立私立専門学校長

公立私立高等学校長

各地方長官

宛

親展

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

今般内務次官ヨリ朝鮮人学生生徒ニ在学証明書ヲ交附スルニ際

シテハ特ニ取扱ヲ慎重ニセラレタキ様申出アリタリ、従来朝鮮人ニシテ漫然内地渡航ヲ図ル者ハ関係官庁ニ於テ説諭防止ノ方法ヲ講ジ来リタル所、最近内地諸学校ノ在学証明書ヲ借用改竄シ、又ハ書信ヲ以テ入学手續ヲ為シ在学証明書ノ送付ヲ受ケ、之ヲ査証トシテ内地ニ渡航シ、或ハ内地学校関係者ノ渡鮮シ入学者ヲ募集スル場合偽ツテ之ニ応ジ在学証明書(加筆)又ハ車船賃割引証(ノ即(抹消)加筆)交付ヲ受ケ、ソノ引率ノ下ニ内地ニ渡航後直ニ所在ヲ晦マス者等少カラズ

此如キハ雷ニ当局ノ方針ニ背馳スルノミナラズ、近時上海方面ノ不逞鮮人ノ活動敏活ヲ加ヘ此種ノ方法ニ依リ内地潜入ヲ企ツル虞アルニ鑑ミ、(特ニ注意ヲ) (厳戒ヲ) 要スルニ付テハ、特ニ取扱ヲ慎重ニシ、(此等証券ノ) (貸与、改竄等ノ) (抹消) (加筆) [左記ニ依リ] 適当方策ヲ講ジ(テ) 万遺漏ナキヲ期セラレ度尚参考ノ為別紙内務次官通牒写添付ス

記

一、在学証明書ニハ本人ノ写真ヲ貼付シ之ニ印刻機等ヲ以テ契印ヲ施ス等貸与改竄ノ虞ナカラシムルコト

一、時々在学証明書ヲ査閲シ恒ニソノ所在ヲ確メ紛失貸与ノ暇隙ナカラシムルコト

一、在朝鮮人学志願者ニ対シ(テハ)、本人着校シ正式ノ手續ヲ終了(抹消) (加筆) (加筆) 以前ニ、(在学) 証明書(又ハ車船賃割引券等)ヲ送付セザルコト

(各地方長官ニ対シ左項ヲ加フルコト)

一、私立学校関係者ニシテ渡鮮ノ上生徒ヲ募集スル際ニハ特ニ

其ノ〔人〕選〔抜〕監督ヲ嚴ニシ〔逃走等〕ノコトナキヲ期スル
コト不正渡航ノ方便ニ利用〔抹消〕〔加筆〕〔セラ〕レサル様注意スル
コト、

備考

(別紙内務次官通牒写添付フコト)

第二案

年 月 十一日 次官

内務次官宛

(注記7)

朝鮮人学生生徒ノ在学証明書ニ関スル件

昭和九年六月二十八日警保局保発乙第一二二号ヲ以テ御照会ノ標
記ノ件了承別紙ノ通文部省直轄学校〔長〕、公立、〔抹消〕〔加筆〕立各
大学〔長〕、専門学校〔長〕、高等学校長、並各地方長官宛通牒相
成タルニ付御了知相成度

備考

(第一案添付ノコト)

〔昭和八年末内地ニ在ル鮮人学生 五、一一八人〕

(注記8) 警保局保発乙第一二二号
昭和九年六月廿八日

内務次官 潮 惠之輔 印

文部次官 栗屋 謙殿

朝鮮人留学生ノ在学証明書ニ関スル件

近年朝鮮人労働者ニシテ内地ニ渡来スル者極メテ多数ニ上リ是
ガ為内地人労働者並従来ヨリ内地ニ在留スル朝鮮人労働者自身
ニ対シテモ之ガ失業ヲ一層深刻ナラシムルハ勿論鮮人関係ノ各
種犯罪、借家紛議、衛生風俗上ノ問題等各般ノ問題ヲ惹起シツ
ツアリテ、雷ニ内地治安上其ノ他ニ憂慮スベキ事態ヲ生ジツツ
アルノミナラズ、惹テハ内鮮融和ノ根本精神ヲ阻害スルコト尠
カラザルモノアルノ状態ニ有之尚又最近上海方面ノ不逞鮮人ノ
活動猖獗ヲ極メ間隙ニ乗ジテ内地ニ潜入シ兇暴不軌ノ举措ニ出
ツヘク種々画策ヲ廻ラシツツアリテ不逞鮮人潜入ニ対スル警戒
警備ハ刻下ノ緊要事タルノ実情ニ有之候因テ当省ニ於テハ予テ
朝鮮総督府ト協議ノ上朝鮮人労働者ニシテ内地ニ渡航セムトス
ルモノニ対シテハ身元並渡航ノ事由等調査ノ上差支ナキモノニ
限り渡航証明書ヲ下付携帯セシムルコトトシ是ニ依リ一面ニ於
テ就職ノ見込等モナク渡来後直ニ職ヲ求メテ転々彷徨スルニ立
チ至ルベキ所謂漫然渡航者ハ可成懇諭阻止ノ方法ヲ取ルト共ニ
他面ニ於テ不逞人物ノ潜入ヲ警戒阻止スルノ目的ニ資シツツア
ル次第ニ有之候、然ルニ漫然渡航者ニシテ渡航ヲ阻止セラレタ
ル者ノ内ニハ往々ニシテ鮮人留学生ノ在学証明書ヲ偽造シ若ハ
他人ノ在学証明書ノ貸与ヲ受ケ学生ヲ仮装シテ渡航ノ目的ヲ達
スルモノ尠カラズ斯クテハ折角ノ漫然渡航労働者阻止ノ制度モ
甚ダシク其ノ効果ヲ減殺セラルルノミナラズ斯ノ如キ不正手段
ガ容易ニ行ハルルニ於テハ此ノ方法ニ依リ何時叙上ノ不逞人物
ノ内地潜入ヲ見ルヤモ図ラザルヲ以テ自然留学生ニシテ在学
証明書ヲ所持スル者ト雖モ果シテ真ノ学生ナルヤ否ヤニ付一応

調査取調ノ必要ヲ生ズルニ至ル儀ト存候スケテ最近ノ實際取扱ニ於テハ在学証明書所持者ニ対シテモ内地再渡来ニ先チ鮮内所轄警察署ニ於テ一応当該本人タルカ否カラ確メタル上証明書ノ余白ニ本人タルコトヲ証スルニ足ル人相特徴等ヲ記入スルノ方法ヲ取りツツアル次第御座候、然ルニ斯ノ如キ取扱ハ留学生一般ヲ危険視シテ徒ラニ警察ガ苛酷ノ取扱ヲ為スモノナリトノ誤解ヲ招キ学生父兄ノ人心ヲ刺戟シ往々ニシテ批難攻撃ノ題目トナリ、内鮮融和上面白カラザル結果ヲ生ズル因トナルヤニ見受ケラレ候、右ハ畢竟学生在学証明書ノ不正使用ヨリ生ズル自然ノ帰結ニ有之ガ不正使用ヲ全ク防止スル途アルニ於テハ取調ヲナス者、受クル者双方ニ取りテ煩瑣不快ナル手續ヲ免レ彼此便益ヲ受クルコト尠カラズト認メラレ候ニ就テハ一方法トシテ各学校ニ於テ一般学生（一般学生ニ付キ困難ナル事情アラバ鮮人留学生）ニ在学証明書ヲ発給スル場合ニハ必ず本人ノ写真ヲ徴シ之ヲ証明書ニ貼付シ且容易ニ改竄シ得ザル様印刻機等ヲ以テ嚴重契印ノ上交付スル事トスルナラバ之ガ不正使用ヲ尠カラズ阻止スルヲ得ルニ至ルベク従ツテ夫丈手續ヲ省略スルヲ得テ学生自身ノ為ニモ便益ヲ受クル処尠カラズト被存候、因ツテ本件御審議ノ上一般学校ヲシテ之ヲ実施セシムル様御配慮相煩度候

尚從來私立学校等ニ於テ鮮内ヨリ入学科等所定ノ費用ヲ送付シテ入学志願スルニ於テハ學歷、学力等ニ付キ何等ノ詮衡調査ヲモスルコトナク直ニ許可ヲ与ヘテ在学証明書等ヲ郵送シ或ハ学校ニヨリテハ職員ヲ鮮内ニ出張セシメテ多数ノ入学志願者ヲ募

集シ前同様殆ンド無詮衡ノ俣其ノ場ニ於テ入学科等ト引換ニ在学証明書ヲ交付シツツアルモノアルガ是等ノ入学許容者中ニハ当初ヨリ何等入学ノ意思ナキ通常ノ労働者ニシテ只不正渡航ノ方便ノ為メ入学志願ヲ為シタルニ過ギザル者ナリシコト判明シタル者モ尠カラザル実情ニ有之之亦漫然渡航阻止並不逞人物警戒上前記証明書ノ偽造、借用等ノ場合ト同様看過シ能ハザル処ニ候ニ付テハ此点ニ関シテモ併セテ学校当局ノ反省ヲ促サシムル様適宜御配慮相煩度此段得貴意候也

〔表紙〕

昭和九年六月

内地私立中等学校等ノ鮮人学生募集ト之ヲ利用スル不正渡航状況

内務省警保局保安課調

目次

- 一、 入学金考査料月謝等ノ前納ニ依ル在学証明書ノ交付ト不正渡航……………一
- 二、 他人ノ在学証明書ヲ利用スル不正渡航……………三
- 三、 在学証明書ノ偽造又ハ変造ニ依ル不正渡航……………六
- 四、 鮮内学生募集ヲ利用スル不正渡航……………八

一、入学金考査料月謝等ノ前納ニ依ル在学証明書ノ交付ト不正
渡航

^(加筆)
①、興文中學ニ於ケル实例

本籍 平南大同郡秋乙面梨川里

住所 東京市荒川区尾久町

金秉道 当二十四年

同所 金吉孫 当二十二年

右兩名ハ肩書地ニ於テ新聞配達ヲ為シ居ルモノナルガ不正渡航ヲ為シタル疑アリ警視庁ニ於テ調査ノ結果彼等ハ予テ労働従事ノ為メ内地渡航ヲ志望シ居タルモ所謂漫然渡航ナルヲ以テ渡航証明書ノ下附ヲ受クルヲ得ズ因ツテ学生ヲ仮装シテ渡航セムコトヲ企図シ昭和七年十月広島県呉市所在標記学校ニ對シ入学金及月謝名義ニテ金六円ヲ郵送シ在学証明書並船車割引券ノ發給交付方ヲ請求セル処早速同校ヨリ当該証明書並割引券ヲ送附シ来リタルヲ以テ同月末郷里出發右証明書ヲ利用シ容易ニ其ノ目的ヲ達シ爾來東京市内ニ於テ転々就労中ノモノナルコト判明セリ。

(2)、豊国商業学校ニ於ケル实例

本籍 京畿道仁川府内里一一八

高昌禮 当十九年

右者労働ノ目的ヲ以テ漫然内地渡航ヲ企図シ其方法講究中ノ処偶々福岡県門司市所在豊国商業学校ガ所定ノ料金サへ前納スレバ無詮衡ニテ入学ヲ許可シ在学証明書ヲ發給スル旨ヲ聞知シ、本年三月上旬同校宛入学金及考査料名義ニテ金四円ヲ

郵送シタルニ早速同校ヨリ在学証明書並船車割引券ヲ送附シ来リタルヲ以テ三月三十日之ヲ利用シ容易ニ其目的ヲ達シタルモノナルガ上阪ノ途中列車内ニ於テ大阪府移動警察官ニ發見前記ノ状況判明セリ。

^(加筆)
③、両洋中学校ニ於ケル实例

本籍 江原道蔚珍郡温井面広昌里

白鶴仙 当二十三年

右ハ労働ノ目的ヲ以テ漫然内地渡航ヲ企図シ之ガ手段トシテ学生ヲ仮装スベク昭和八年八月京都市所在標記学校ニ對シ入学金及考査料名義ニテ金三円ヲ郵送シ在学証明書並船車割引券ノ發給方ヲ請求セル処直チニ同校ヨリ当該証明書並割引券ヲ送附シ来リタルヲ以テ之ヲ利用シ同月二十七日郷里出發難ナク内地ニ渡來セルモノナルガ上洛ノ途中列車内ニ於テ大阪府移動警察官ニ發見サレ諭旨ノ上帰鮮セシメラレタリ。

(4)、関西高等予備校ニ於ケル实例

本籍 慶南蔚山郡蔚山邑

金正剛 当二十二年

右ハ労働ノ目的ヲ以テ内地渡航ヲ企テ其手段トシテ学生ヲ仮装スベク昭和七年十二月京都市所在標記学校宛入学金名義ニテ金二円ヲ郵送シ在学証明書並船車割引券ノ發給方ヲ請求セル処早速同校ヨリ当該証明書並船車割引券ヲ送附シ来リタルヲ以テ翌八年一月九日之ヲ利用シテ容易ニ内地ニ渡來シタルモノナルガ上洛ノ途中列車内ニ於テ山口県移動警察官ニ發見サレ諭旨ノ上即日帰鮮セシメラレタリ。

備考 以上ノ諸例ニ見ル如ク学生船車割引券ノ交付ヲ

受クルヲ得ルヲ以テ入学料等ヲ納付スルモ却テ旅費割

安トナル場合アリ従ツテ最モ好都合ノ不正渡航ノ方法

ナリト言フヲ得ベシ。

二、他人ノ在学証明書ヲ利用スル不正渡航

(1)、帝京商業学校学生証明書利用ノ实例

本籍 咸南北青郡北青邑棠浦里

金哲式 当二十二年

右者昭和八年四月友人関係アル東京市所在標記学校生徒金景

禹ニ依頼シ同人名義ノ在学証明書ヲ送附セシメ同人ヲ装ヒ四

月六日労働ノ目的ヲ以テ漫然内地渡航ヲ企テタルガ東上ノ途

中山口県移動警察官ニ於テ発見サレ諭旨ノ上即日帰鮮セシメ

ラレタリ。

(2)、広陵中学校学生証明書利用ノ实例

本籍 慶北青松郡巴川面徳川里一七六

沈震燮 当二十一年

右者労働ノ目的ヲ以テ漫然内地渡航ヲ企テ之ガ方法講究中ノ

処偶々友人洪起鐸ナル者広島県下所在標記学校ニ在学中ナル

コトヲ知ルヤ同人ニ情ヲ打ち明ケ当該学校ヨリ同人ノ在学証

明書ノ再下附ヲ受ケシメ其ノ送附ヲ俟ツテ昭和八年四月六日

同人ヲ仮装シ不正渡航シ来リタルガ下関上陸ト同時ニ山口県

移動警察官ニ発見サレ諭旨ノ帰鮮セシメラレタリ。

(3)、日本大学工業学校学生証明書利用ノ实例

本籍 京城府嘉会洞二〇一

住所 東京市淀橋区淀橋五七六

高岩壽 当二十九年

右ハ昭和八年十月六日妻子三名ト共ニ一時帰鮮セルモノナル

処本名義兄ニ当ル禹範植ナル者ヨリ内地渡航ニ関シ便宜供与

方ノ依頼ヲ受クルヤ目下内地ニ於テ本名ト同居中ノ標記学校

生徒全義淳ニ情ヲ打ち明ケ同人ヨリ同人名義ノ在学証明書ヲ

送附セシメ同年十月二十四日右禹範植ヲシテ全義淳ヲ装ハシ

メ内地渡航ヲ企テタルガ釜山水上警察署ニ於テ右事実ヲ発見

セラレタリ。

(4)、興文中学校学生証明書利用ノ实例(方法前数例ト同様ニ

付省略)

本籍 京畿道仁川府外里

(友人金秉泰ノ学生証明書ヲ利用)

季貞植 当十九年

(5)、法政大学学生証明書利用ノ实例(同右)

本籍 咸南文川郡内面城北里五八

(友人李道榮ノ学生証明書ヲ利用)

蔡東辰 当二十五年

(6)、日本時計学校学生証明書利用ノ实例(同右)

本籍 全南求礼郡光義面大田里

(友人金琮斗ノ学生証明書ヲ利用)

金沃斗 当二十五年

(7)、東京鉄道学校学生証明書利用ノ实例(同右)

本籍 咸南利原郡南面栗枝里二五二

(友人李洪洙ノ学生証明書利用)

朱承東 当二十一年

(8)、東亜商業学校学生証明書利用ノ实例 (同右)

本籍 慶北迎日郡浦項邑旭町

(友人金成出ノ学生証明書利用)

李錫龍 当二十二年

(9)、研数学館学生証明書利用ノ实例 (同右)

本籍 慶南泗川郡三千浦邑東里二二二

在京中ノ実兄姜大鴻ヲ柳

相鳳ト変名仮装入学セシ

メ右学生証明書ヲ利用

姜大元 当十九年

(10)、此花商業学校学生証明書利用ノ实例 (同右)

本籍 全南和順郡寒川面牟山里

(友人宜貴安ノ学生証明書ヲ利用)

林文岩 当二十五年

三、在学証明書ノ偽造又ハ変造ニ依ル不正渡航

(1)、明治大学学生証明書偽造实例

本籍 平南江西郡双龍面新慶里一四一

住所 東京市本郷区真砂町二五 種田荒次郎方

中央大学法学部二年生 梁孝孫 当二十四年

本籍 咸南洪原郡龍源面東村里一三二

住所 梁孝孫ニ同ジ

明治大学専門部中途退学

韓永協 当二十七年

右梁孝孫ハ在上海鮮人不逞団仮政府ノ幹部梁起鐸ノ長男ニシ

テ昭和五年三月入京シ目下肩書学校ニ在学中ノモノナルガ予

テ父梁起鐸ノ命ニ依リ独立運動ノ闘士ヲ上海ニ派遣スベク適

当ノ人物ヲ物色中ノ処友人關係アル右韓永協ガ熾烈ナル民族

主義意識ヲ抱持シ且兇暴ナル性格ヲ有スルモノナルコトニ着

眼シ遂ニ情ヲ明シテ本人ヲシテ之ガ決意ヲ為サシメタリ依ツ

テ兩人共謀ノ上渡航方法トシテ明治大学学生ヲ装ヒテ官憲ノ

警戒網ヲ突破セムコトヲ企図シ市内某印刷屋ニ於テ同大学ノ

在学証明書並専門部法科学業成績表用紙ヲ注文印刷シ尚某印

舖ニ於テ明治大学ノ校印ヲ注文作製シテ一見実物ト異ナラザ

ル在学証明書並成績表ヲ偽造スルニ至リ右韓ハ愈々本年三月

十二日東京出發ノ予定ヲ以テ諸般ノ準備ヲ整ヘツツアリタル

ガ警視庁ノ探知スル処トナリ何レモ事前ニ検査セラレタリ。

(2)、早稲田大学々生証明書変造实例

本籍 平南安州郡安州邑七星里

金地玉 当二十一年

右者本年三月本籍地安州公立農学校ヲ卒業シタルモノナル

ガ、苦学ノ目的ヲ以テ内地渡航ヲ企テ之ガ方法ニ付講究中ノ

処、同郷ノ友人李應辰ガ目下東京市所在標記学校校経科ニ在

学中ナルヲ以テ同人ニ情ヲ打チ明ケ同人名義ノ在学証明書ノ

送附ヲ受ケ其ノ氏名ヲ改竄変造シテ本人名義トナシ、四月七

日内地ニ渡来東上ノ途中山口県移動警察官ニ於テ発見セラレ

タリ。

(3)、山口高等学校学生証明書変造ノ实例

本籍 慶南金海郡 菘山面 菘山里

盧庚鉉 当二十三年

右者昭和七年三月東菘高等普通学校卒業後標記学校ヲ受験シタルモ不合格トナリタルヲ以テ、爾來本籍地ニ帰郷中ノ処、本年四月苦学ノ目的ヲ以テ東京市所在明治大学専門部ニ入学スベク内地渡航ヲ企テタルガ其ノ容易ナラザルヲ知ルヤ、友人嚴文鉉ナル者ガ本年山口高等学校ヲ卒業セルヲ奇貨トシ忒ニ同人名義ヲ以テ標記学校ヨリ卒業証明書ヲ取寄セ氏名ヲ改竄シテ自己ノ証明書ノ如ク変造之ヲ携帶学生ヲ装ヒ本年四月八日内地ニ渡来シタルガ、東上ノ途中列車内ニテ大阪府移動警察官ニ発見セラレタリ。

(4) 東京工科学校学生証明書變造ノ実例

本籍 慶南咸陽郡席卜面竹谷里

盧台永 当二十二年

右者労働ノ目的ヲ以テ漫然内地渡航ヲ志望シ居レルガ到底其目的達成不可能ナルコトヲ知ルヤ友人關係アル東京市所在標記学校生徒関永奎ニ依頼シ学校当局ヨリ同人名義ノ在学証明書ヲ受ケシメ、之ガ送附ヲ受ケ其氏名ヲ改竄變造シテ同校生徒ヲ装ヒ本年三月三十一日内地渡航ノ目的ヲ達シタルガ、東上ノ途中列車内ニ於テ大阪府移動警察官ニ発見セラレタリ。

四、鮮内学生募集ヲ利用スル不正渡航

(1) 興文中学校ニ於ケル実例

広島県下呉市所在標記学校ニ於テハ本年度新学期学生募集ニ当リ校長宮川福太郎自ラ鮮内ニ出張シ京城、釜山、大邱、大

田、平壤、開城、咸興、新義州等ノ各地ニ於テ募集ニ努メタル結果、朝鮮人七四名滿州人三名ノ応募者アリタルヲ以テ、之ニ対シ身元学歴等ヲ調査詮衡スルコトナク所定ノ入学金等ヲ納付セシメタル上直チニ入学許可ヲ与ヘ在学証明書並ニ船車割引券ヲ交付セリ。而シテ同人ハ四月一日其帰來ニ際シ募集生徒中朝鮮人十四名ヲ帶同シ來リタルガ、同日山口県移動警察官ニ於テ調査ノ結果

本籍 咸南北青郡平山面広川里

李琬模 当二十五年

朱景基 当二十三年

ノ二名不正渡航者アルヲ発見シタルガ彼等ハ何レモ就学ノ意思ナク労働ノ目的ヲ以テ、所謂漫然内地渡航ヲ企テタルモノナルコト判明論旨ノ上即日帰鮮セシメタリ。

(2) 東海商業学校ニ於ケル実例

愛知県名古屋市所在標記学校ニ於テハ本年三月教諭細田米吉、校主菊地學ノ兩名鮮内学生募集ノ為鮮内ニ出張セルガ京城、元山、大邱、釜山ノ各地ニ於テ応募者数十名アリタルヲ以テ之等応募者ニ対シテハ何等ノ身元、学歴等ヲ調査詮衡スルコトナク直チニ入学金、考査料等ノ名義ニテ所定ノ料金を徴収スルト共ニ入学許可ヲ与ヘ夫々在学証明書ヲ発給交付セリ。而シテ四月十三日其ノ帰來ニ際シテハ応募者中ノ一部ヲ引卒帶同シ來レル処、下関大阪間ニ於テ左記十名ハ擅ニ下車所在不明トナリタルヲ以テ、目下關係庁ニ於テ嚴重所在捜査中ナルガ彼等ハ何レモ其ノ当初ヨリ就学ノ意思ナク労働ノ目

的ヲ以テ所謂漫然内地渡航ヲ企図セルモ其ノ容易ナラザルヲ
知り斯ル鮮内学生募集ヲ利用シ不正渡航ヲ為シタルモノト認
メラルルモノナリ。

| 本籍 | 氏名 | 年令 |
|-------------|-----|-------|
| 忠南舒川郡庇仁面九福里 | 李相郁 | 当十八年 |
| 咸北鏡城郡龍城面農甫洞 | 尹鳳岩 | 当二十一年 |
| 慶北安東郡東後面兩津洞 | 柳大雄 | 〃 |
| 咸北境城郡龍城面龍岩洞 | 李正春 | 〃 |
| 全北沃溝郡米面新觀里 | 趙南彬 | 当二十年 |
| 忠南唐津郡合德面新里 | 朴炳倫 | 当二十一年 |
| 慶北榮川郡農基面 | 姜一宇 | 〃 |
| 京畿道安城郡三竹面 | 李信植 | 当十九年 |
| 咸北慶興郡新安面新梅洞 | 李聖允 | 当二十二年 |
| 咸南利川郡西面 | 楊貞變 | 当二十三年 |
| 黄海道松禾郡豊海面下里 | 姜弼柱 | 当十八年 |

合計 十一名

(3) 豊国中学校ニ於ケル实例

福岡県下門司市所在標記学校ニ於テハ本年三月十三日教諭原
馨ヲ鮮内各地ニ出張セシメ鮮人学生ノ大量募集(同一経営下
ノ商業学校ヲ通ジ五百名募集ノ目標)ヲ為シタルガ応募者百
数十名アリタル模様ニテ之等ノ応募者ニ対シテハ前記学校ト
同様身元、学歴等ヲ調査詮衡スルコトナク入学保証金ノ名義
ニテ金五円ヲ提出セシメ、直チニ在学証明書並船車割引券ヲ
交付セリ。而シテ四月上旬其ノ帰来ニ当リテハ応募学生十数

名ヲ引卒帯同シ来レルガ関釜連絡船内ニテ山口県移動警察官
ニ於テ調査ノ結果

本籍 咸北吉州郡德山面塔陽洞

許世京 当二十五年

ナル労働ヲ目的トスル不正渡航者アルコトヲ発見セルガ、右
応募者中ニハ他ニモ之ガ類例アル見込ニテ目下福岡県当局ニ
於テ調査中ナリ。

(注記9)

〔表紙〕

昭和九年四月七日

朝鮮人内地移住対策

社会局

朝鮮人内地移住対策

内地ノ人口八年々激増シ就職難及失業甚シク加フルニ近時朝
鮮人労働者ノ内地渡航極メテ多数ニ上リ内地人ノ失業ヲ一層深
刻ナラシムルノミナラズ従来ヨリ内地ニ在住セル朝鮮人ノ失業
ヲモ益々甚シカラシメツ、アリ又之ニ伴ヒ朝鮮人関係ノ各種犯
罪、借家紛議其ノ他各般ノ問題ヲ惹起シ内鮮人間ニ事端ヲ繁カ
ラシメ内鮮融和ヲ阻害スルノミナラズ治安上ニモ憂慮スベキ事
態ヲ生ジツ、アリ

之ニ対シテハ今ニ於テ充分有効ナル対策ヲ講ズルノ要アリ、
即チ朝鮮人ヲ鮮内ニ安住セシムルト共ニ人口稠密ナル地方ノ人

口ヲ滿洲ニ移住セシメ且内地渡航ヲ一層減少スルコト緊急ノ要務タリ

而シテ之等方策ハ内地朝鮮全般ノ利益ノ為重要国策トシテ一体トシテ之ヲ実施スルコト必要ナリトス

茲ニ之等方策ノ要目ヲ掲グルニ左ノ如シ

一、朝鮮人ノ内地渡航ヲ一層減少スルコト

1、朝鮮内ニ於ケル内地渡航熱ヲ抑制スルコト

(イ)漫然渡航ハ勿論、譬へ一時就職ノ見込アル場合ト雖早晚

失業困窮スルモノナルコト及苦学ハ殆ド不可能ナルコト

ヲ朝鮮内ニ徹底セシムルト共ニ内地渡航ニ付テハ奥書紹

介状ヲ必要トスルコトヲ充分周知セシムルコト

(ロ)内地渡航ノ有利ナルコトヲ紊リニ吹聴又ハ通信シ朝鮮人

ノ渡航心ヲ唆ル行為ヲ為ス者ニ対シテハ之ヲ諭止スルコト

ト

2、内地渡航諭止ニ関スル現在迄ノ協定事項ハ今後モ一層之

ヲ勵行スルコト

3、朝鮮内ニ於ケル地元諭止ヲ一層強化スルコト

内地渡航出願者ニ付必ず其ノ渡航先内地警察官署へ渡航

ヲ認ムベキヤ否ヤヲ照会シ其ノ回答ヲ俟ツテ奥書紹介ヲ

与フルコト 但シ左ニ該当スル者ニ対シテハ之ヲ除外ス

(イ)官公吏、

(ロ)著名ノ人士、

(ハ)新聞記者、

(ニ)学生〔在学証明書ノ発給ニ付文部省ニ於テ従前ヨリ一層適切ナル措置ヲ講ズルコト〕

(ホ)商用ノ為ノ一時旅行者

(ヘ)其ノ他右ニ準ズル者

4、密航ノ取締ヲ一層嚴重ニスルコト

渡航減少策ノ強化ハ必然的ニ密航者ノ増加ヲ来スベキニ

依リ其ノ取締ヲ嚴重ナラシムル要アリ

5、内地ニ在リテハ朝鮮人ノ内地渡航ニ付左ノ措置ヲ採ルベ

キコト

(イ)朝鮮警察官憲ヨリ内地渡航希望者ニ関スル照会アリタル

トキハ内地警察官憲ハ速ニ調査ノ上回答ヲ為スコト

(ロ)内地ニ於ケル雇傭者ガ朝鮮ヨリ新二人ヲ求ムルモノナル

場合、雇傭者ヲ諭示シテ内地在任朝鮮人又ハ内地人ヲ雇

傭セシムル様勧告スルコト

(ハ)密航者ノ朝鮮送還ニ付出来得ル限り人心ヲ刺戟セザル方

法ヲ以テスルコト

6、本問題ニ関スル内地及朝鮮ノ警察官ノ認識ヲ深ムル措置

ヲ講ズルコト

二、内地ニ於ケル朝鮮人ノ保護及其ノ内地融和ヲ図ルコト

1、朝鮮人保護団体ノ統一強化ヲ図ルト共ニ国、公共団体ニ

於テ一層其ノ奨励助成ノ方法ヲ講ズルコト

2、朝鮮人密集地帯ノ保安衛生其ノ他生活状態ノ改善向上ヲ

図ルコト

3、朝鮮人ヲ指導教化シテ内地ニ同化セシムルト共ニ之ニ対

スル住宅ノ供給ヲ円滑ニシ又医療ヲ普及セシムル等ノ措

置ヲ講ズルコト

之ガ為朝鮮人密集地帯ヲ担当スル方面委員等ヲシテ朝鮮人問題ニ対スル理解ヲ深メシムルト共ニ内鮮融和ノ為ノ諸団体ノ活動ヲ促スコト

4、失業疾病等ノ為婦鮮セントスル者ニシテ旅費ヲ有セザル者ニ対シテハ事情ヲ斟酌シ帰還旅費ノ支給、鉄道運賃減免等ノ方法ヲ講ズルコト

5、モルヒネ販売ノ取締ヲ一層嚴重ニスルト共ニモルヒネ患者ニ対スル保護施設ノ設置ヲ奨励スルコト

三、朝鮮人ヲ滿州及北鮮ニ移住セシムル措置ヲ講ズルコト

1、農業移民ヲ奨励スルコト

(イ) 滿州ニ対スル農業移民ヲ奨励シ殊ニ人口稠密ナル南鮮地方ノ農民ヲ滿州及北鮮ニ移住セシムルコト

(ロ) 前記移民ノ保護助成ニ付適當ナル施設ヲ講ズルコト

2、労働者ノ移動ヲ促進スルコト

(イ) 滿州殊ニ東部地方ニ於ケル各種土木事業ニ一定數ノ朝鮮人労働者ヲ使用セシムル方途ヲ講ズルコト

(ロ) 北鮮開拓ニ伴フ各種土木事業ニ従事スル労働者ハ主トシテ南鮮ニ於ケル農民中ヨリ之ヲ供給スルノ方途ヲ講ズルコト

(ハ) 労働者ヲ移動スル場合ニハ朝鮮総督府ニ於テ之ガ統制ヲ為スコト

(ニ) 移動ニ方リテハ朝鮮総督府ニ於テ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

四、朝鮮内ニ於テ朝鮮人ヲ安住セシムル措置ヲ講ズルコト

1、農村振興及自力更生ノ運動ヲ一層強化徹底スルコト

2、春窮期ニ於テ窮民ノ救済ヲ積極的ニ行フコト

(イ) 朝鮮総督府ニ於テ春窮期ニ於ケル窮民ニ対シ社還米制度ノ普及其ノ他一層有効ナル救済ノ方途ヲ講ズルコト

(ロ) 春窮期ニ土木事業其ノ他ノ授職事業ヲ実施スルコト

3、北鮮開拓、鉄道敷設計画ノ実施ヲ促進スルコト

4、窮民救済事業ヲ引続キ施行シ、且之ガ施行ニ方リテハ救済ノ効果ヲ一層擧ゲシムル様措置スルコト

(イ) 南鮮地方ニ於テハ可及的勞力費多キ砂防事業ヲ施行スルコト

(ロ) 直営施行ヲ主トスルコト

五、本件施行ニ方リ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ考慮スルコト

(注記1)

「例規登録済^(有原)」

(注記2)

「例規類纂資料」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「記録掛/9・9・6/受領」

(注記5)

「回付月日/7月9日 実業/八月四日 専門局」

(注記 6)

「一六」(簿冊内件名番号)

(注記 7)

「八月十二日/発送済」

(注記 8)

「文部省/官普169号/昭和9・7・4」

(注記 9)

「極秘」

(下札)

①種別 よ一/聯繫 /登録追加 /件名 各地方庁等へ通牒

朝鮮人学生々徒ノ在学証明書交付取扱方/番号 官普一六九/結

了年月日 昭九、八、一三/保存年限 ムキ/枚数 31

〔自昭7年至昭10年 学生
生徒総規 第4冊 文部省
3A, 32-6, 2453〕